

<h1>静岡市報</h1>	No. 61
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

人事委員会規則

- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・・3

教育委員会規則

- 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・5
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

訓 令

- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第7号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年4月26日

静岡市人事委員会

委員長 石割 誠

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表中「適応指導教室専任指導員」を「教育支援センター専任指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第8号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年4月25日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会規則第9号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年4月25日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第35号

静岡市上下水道局管理規程第22号

静岡市教育委員会訓令第14号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

別表第2中

「

消防局部会	消防局所属の各課、 消防管理室及び各 消防署	消防次長	消防局消防総務課
-------	------------------------------	------	----------

を

」

「

消防局部会	消防局所属の各課、 消防管理室及び各 消防署	消防部長	消防局消防総務課
-------	------------------------------	------	----------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年5月1日から施行する。